

## 中小・小規模事業者への金融支援について

現在、厳しい状況にある中小・小規模事業者に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への支援として実施した融資制度（いわゆる「ゼロゼロ融資」）の借換えを目的とした「サポート資金【新型コロナ借換】」を創設するなど、資金繰り支援を強化します。

### 1 「サポート資金【新型コロナ借換】」の創設

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者支援として実施した融資制度の債務一本化、借換えに特化した融資制度を新たに創設します。

#### 【制度概要】

融資対象者	既往のコロナ関連融資※を借り換えるもので、次のいずれかに該当し、事業計画書を策定した中小企業者 ① 中小企業信用保険法（以下「保険法」）第2条第5項第4号の認定を受けていること（売上20%減等） ② 保険法第2条第5項第5号の認定を受けていること（不況業種かつ売上5%減） ※「新型コロナウイルス感染症対応資金」「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金・緊急小口つなぎ資金」		
資金使途・限度額	運転資金 8,000万円		
融資期間・利率	対象者① 10年・年1.4% 対象者② 10年・年1.5%	13年・年1.5% 13年・年1.6%	15年・年1.6% 15年・年1.7%
据置期間	5年以内		
保証料率	年0.67%又は年0.79%		
取扱開始	2022年10月3日（月）		

### 2 「サポート資金【経営あんしん】」の要件緩和・拡充

新たな資金需要に対応するため、売上減少要件を緩和するとともに、据置期間を延長します。

- ・融資要件緩和：売上減少▲3% ⇒ 売上減少
- ・据置期間延長：原則1年以内 ⇒ 原則2年以内（融資期間5年、7年の場合）

#### 【制度概要】

融資対象者	以下のいずれかに該当する中小企業者 1 最近3か月間の月平均売上が、前年同期の月平均売上に比べ減少している中小企業者 2 県が認定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有しているか又は認定倒産事業者との取引が、全取引額の20%以上を占める中小企業者
-------	--

資金使途・限度額	運転資金 8,000万円
融資期間・利率	3年以内 年1.2%、5年以内 年1.3%、7年以内 年1.4%
据置期間	2年以内（融資期間5年以上の場合）
保証料率	年0.40%～年1.83%

### 3 「サポート資金【経済対策特別】原油・原材料高緊急対応枠」の延長

信用保証料の2分の1を補助する「サポート資金【経済対策特別】原油・原材料高緊急対応枠」の実施期間を2022年9月末から2023年3月末まで延長します。

#### 【制度概要】

融資対象者	最近3か月間の月平均売上高総利益額*（粗利益）が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 ※売上高総利益額＝売上高－売上原価
資金使途・限度額	設備資金・運転資金 1億円
融資期間・利率	3年以内 年1.2%、5年以内 年1.3%、7年以内 年1.4%、10年以内 年1.5%
信用保証料率	年0.38%～年1.74%
信用保証料補助	当初契約時の信用保証料の1/2（条件変更による増額分は事業者負担） ※県から愛知県信用保証協会に補助することで中小企業者を支援
据置期間	1年以内
担保	保証合計額が8,000万円を超える場合は、原則、担保が必要 （愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断した場合、1億2,000万円まで無担保信用保証枠を拡大）
取扱期間	2022年6月16日（木）～2023年3月31日（金）